

保健福祉課長（今野正晴君） お答えします。

一般会計からの繰り入れですけれども、国保会計分の人件費相当分とあと交付税で見られている分があります。それで、加美町としては16年度で 2,000万円以内もらっているというか、出してもらっていますけれども、それを若干、今試算すると 3,000万円ぐらいが最高ぐらいの措置でないかなと思いますけれども、ことしも今計算してしまして、その最大限の予算要求はしているところでございます。

議長（米木正二君） いいですか。（「はい、いいです」の声あり）2番千葉清喜君。

2番（千葉清喜君） 今回の補正予算で特に保険給付費が多いわけですが、その背景をお伺いするわけです。実は、これは老人保健拠出金とのかかわりもここに出てくるのかどうか、まずそのかかわりをお伺いしておきたいというふうに思いますし、その保険給付費、現在ふえているという状況の中身の分析ですね。どういう医療内容というか、その点での予防対策含めて医療費を抑制というか、できるだけ少なくする予防的処置はないのかどうか等の対策も必要ではないかというふうに思うんですが、そういう対策を今とられているか、今後とるのかどうか、その点をお伺いしたいというふうに思います。

議長（米木正二君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（今野正晴君） お答えします。

この医療給付費の試算ですけれども、我々事務レベルでしますと1カ月大体 8,500万円ぐらいの試算、それに、14年10月の法改正に伴いまして、14年10月1日以降70歳になった方が75歳になるまでが前期高齢者といって、国保の被保険者は国保で給付しています。それで、その分が月 1,000万円ぐらい見て計画はしていたんですけれども、総体的に医療費が試算と合わなく伸びている状況でして、この間12月の国保の運協にもそのことをお話ししましたら、ある先生から、今のところ医療がどう推移するかちょっとつかめないかもしれないというような判断もいただきまして、ちょっと安心している状況でございます。

それで、実績をもとに試算するのは3年間の実績なんでして、今しているのは、旧町ごと寄せて計算していますとそこで何かずれがあるのかなと思ひまして、3年の実績を踏まえて、合併して3年後からある程度の医療費の推計が出てくるのかなと今思っている状況であります。

議長（米木正二君） 2番。

2番（千葉清喜君） その背景は今課長から語られたわけでした、なかなか試算をして予算化するの難しい状況にあるというのはわかりました。しかし現実の問題として、医療の実態、かかる実態をやはりもっと細かく見ていく必要があるのではないかというふうに思うわけで

す。その点で先ほど質問しました検討による予防処置等の問題が出てくるわけなんです、その点で今後どう進めるのか、その点だけお伺いします。

議長（米木正二君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（今野正晴君） お答えします。

3番議員からも質問ありましたけれども、今保健師ですね、その方々が今ケアマネジャーというか、そっちの介護になった方々の今対応をしているのが大部分である。それで来年度からは予防に力を入れていきたいと。そしてケアマネジャーは、さっき町以外14施設あると言いましたけれども、その民間の力をおかりしてケアマネジャーの関連を、仕事をしてもらいまして、本来の保健師は予防活動に積極的にやりたいと今思っています。

議長（米木正二君） 2番。

2番（千葉清喜君） そうすると、今の現状がちょっと見えてきたような感じがするんですけども、町長。やはり片方の介護の関係で携わると予防活動の面がかなりマイナスになるという状況では、来年度、その面での予防活動には力入れるという点で、その両面をカバーする上では保健師さんの増員等のかかわりも出てくるんですが、その点での町長の、予防とそれから介護とのかかわりで対応を今現時点でどう考えているかお伺いをしたいというふうに思います。

議長（米木正二君） 町長。

町長（星 明朗君） ただいまの御質問、単純に保健師を増員すればそれにこたえられるのかかもしれませんが、どうしても人件費増嵩であります。かといって、健康づくり、予防指導がなおざりでいいのかということもありませんので、現状のままでお互いに努力をしていただくという点。それから、社会福祉協議会にお願いを、委託をいたしておりますいわゆるヘルパーさん方の活動ですね。これは少し観点が違うかもしれませんが、いわゆる要介護、要支援等々も、やはりある意味ではそれ以上進まないような予防活動もあるわけでありまして、まさに一体となりながら健康づくりに努力をしたいということで、現在、来年度の保健師の増強というのは考えておりませんということであります。

議長（米木正二君） そのほかございませんか。29番三嶋 等君。

29番（三嶋 等君） 近藤先輩が保険税を上げたらいいんじゃないかというような話もあるわけで。さっき財調の報告で基金が3カ月分が必要だと町長が言っていますけれども、現在の基金高、幾らあるかお知らせ願います。

議長（米木正二君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（今野正晴君） お答えします。

2億9,000万円です。16年度で1億4,800万円取り崩しする予算計上をしております。ですから、残1億5,000万円ぐらいです。

議長（米木正二君） 29番。

29番（三嶋 等君） そうしますと、医療積み立てで3カ月分の医療の、何ていうか、立てかえ。滞りなく、収入欠陥とかなんかなく回るんですか。

議長（米木正二君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（今野正晴君） お答えします。

今現在は3カ月は、一応1カ月大体1億円ですから、3億円が基金の目安だとすれば今現在はもっているということです。（「了解」の声あり）

議長（米木正二君） そのほかございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第105号平成16年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、議案第105号平成16年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第15 議案第106号 平成16年度加美町老人保健特別会計補正予算（第2号）

議長（米木正二君） 日程第15、議案第106号平成16年度加美町老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第106号平成16年度加美町老人保健特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ5億1,695万3,000円を追加し、歳入歳出予算額をそれぞれ33億2,743万5,000円とする補正予算であります。

歳入につきましては、支払基金交付金5,042万3,000円の減、国庫支出金の老人医療費負担

金 3 億 1,793万 7,000円の増、県支出金の老人医療費負担金 7,943万 9,000円の増、一般会計繰入金 1 億 7,000万円の増などであります。

歳出につきましては、医療給付費 5 億 1,800万円の増、諸支出金として国庫負担金返還金 5,986万 5,000円の増に伴い、予備費から 6,443万 2,000円を充当するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（米木正二君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。28番坂本せんさん。

28番（坂本せん君） この医療費の増はどの辺にあるか、福祉課長にお伺いしたいと思います。

それから、先ほど課長の答弁で、今度はケアマネジャーの仕事よりも予防に力を入れるということは大変いい発想だなというふうに感じました。この町長の報告には、第 1 号の被保険者、介護保険、7,729人いるそうで、そのうち要支援が74人、要介護 1 が 353人、2 が 168人、3 が 137人。やはりよその地方ではこの要支援から要介護 3 ぐらいまでの人方をまとめましているいろと予防活動に力を入れていきますと、この介護度が下がってくるといいますか、健康になるという結果がもう出ているものですから、非常にこういうことに力を入れていったならば大変いいことだと思って伺っておりました。

この医療費の増はどの辺にあるものかお伺いしたいと思います。

議長（米木正二君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（今野正晴君） お答えします。

さっきの国保の会計でも申し上げたとおり、まだ推計がうまくいっていないということと、平成14年10月から老人保健法が改正になりまして、14年10月 1 日以降70歳になった人は、国保の方は国保、社保の方は社保の方で見ますから、実際、加美町の老人保健の医療費としての支払いが少なくなるのが当然なんです。被保険者がふえないんですから、5年間。その試算をいたしましても、当初は月 2 億 2,300万円ぐらいで、老人会計からは被保険者数はふえませんが、そのように試算をしていますけれども、今現在 2 億六千……、月ですよ、月 2 億 6,700万円ほど支払いしています。その被保険者の関係でも、ことしの 3 月では 5,242人から10月末で 5,054人と約 200人の減、老人保健会計上の被保険者は減っています。それで、1 件当たり、加美町でも医療費、下から数えた方が、宮城県で安い方なので、62万円です。その人数掛けただけでも 1 億二、三千万は減るというような推移をするわけでして、まだ、本当に申しわけないんですけれども、医療費の推計がうまくいっていない。老人保健も同じで、人数がふえないのに

医療費だけがかさんでいるということですね。

それから、一般財源の持ち出しも多いんですけども、今改正になりまして、前までは基金が70%、国が20%、県と町が5%ずつの医療費負担でしたけれども、今現在は基金が58%、国が28%、県と町が7%の負担になっています。それで平成18年10月分の診療分からは、基金は50%になりまして、国が33.33%、県と町が8.33%で、今よりも医療費の負担率が年々高くなっています。それで、ことしの当初の予算はまだ支払基金から70%、国20%という財源の計算をしていましたけれども、今現在はその分来ませんので、その財源の変更もしましたので、国と県と町の分がふえている、負担がふえたということであります。

それから介護についてですけども、今からは、ならないように、介護を受けないように、その辺に力を入れて。なってからでなく、ならないような工夫をしたいと思っております。

議長（米木正二君） そのほかございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第106号平成16年度加美町老人保健特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、議案第106号平成16年度加美町老人保健特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第16 議案第107号 平成16年度加美町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議長（米木正二君） 日程第16、議案第107号平成16年度加美町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第107号平成16年度加美町介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

今回、既定予算から歳入歳出それぞれ290万円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ14億6,872万円とする予算補正であります。

歳入につきましては一般会計繰入金 290万円を減額し、歳出について一般職給与を同額減額するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（米木正二君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第 107号平成16年度加美町介護保険特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 107号平成16年度加美町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第17 議案第108号 平成16年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）

議長（米木正二君） 日程第17、議案第 108号平成16年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第 108号平成16年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回、既定予算から歳入歳出それぞれ 300万円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ 3,673万 1,000円とする予算補正であります。

歳入につきましては、介護保険給付費収入 400万円の減、一般会計繰入金 100万円を増額し、歳出については、一般職給与 100万円を増額するほか予備費から充当するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（米木正二君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第 108号平成16年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 108号平成16年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第18 議案第109号 平成16年度加美町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

議長（米木正二君） 日程第18、議案第 109号平成16年度加美町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第 109号平成16年度加美町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ 318万 2,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ 9,469万 2,000円とする予算補正であります。

歳入につきましては消費税還付金 318万 2,000円を増額し、歳出については、施設管理費30万円、簡易水道建設費 262万 5,000円を増額するほか予備費に充当するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（米木正二君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第 109号平成16年度加美町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の採決を

行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 109号平成16年度加美町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第19 議案第110号 平成16年度加美町小野田温泉保養センター等事業特別会計補正予算（第1号）

議長（米木正二君） 日程第19、議案第 110号平成16年度加美町小野田温泉保養センター等事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第 110号平成16年度加美町小野田温泉保養センター等事業特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

今回、やくらい高原温泉保養センターの各種施設管理委託業務等3件の債務負担行為の設定を行うものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（米木正二君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第 110号平成16年度加美町小野田温泉保養センター等事業特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 110号平成16年度加美町小野田温泉保養センター等事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第20 議案第111号 平成16年度加美町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議長(米木正二君) 日程第20、議案第111号平成16年度加美町下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長(星 明朗君) 議案第111号平成16年度加美町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について説明申し上げます。

今回、既定予算から歳入歳出それぞれ222万6,000円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ15億2,454万6,000円とする予算補正であります。

歳入につきましては、一般会計繰入金500万円の減、消費税還付金277万4,000円を増額し、歳出については、一般職給与等の整理を行うほか予備費に充当するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

議長(米木正二君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。(「なし」の声あり)質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。(「なし」の声あり)討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第111号平成16年度加美町下水道事業特別会計補正予算(第2号)の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(米木正二君) 御異議なしと認めます。よって、議案第111号平成16年度加美町下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第21 議案第112号 平成16年度加美町水道事業会計補正予算(第3号)

議長(米木正二君) 日程第21、議案第112号平成16年度加美町水道事業会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長(星 明朗君) 議案第112号平成16年度加美町水道事業会計補正予算(第3号)につい

て説明申し上げます。

今回、収益的支出予算について、一般職給与の整理を行うほか、事業認可変更申請業務委託料等を計上し予備費に充当する補正予算と、資本的支出予算に 662万 6,000円を追加し、支出総額を 2億 4,273万 7,000円とする補正予算で、建設改良費 662万 6,000円を増額しております。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 662万 6,000円は、過年度分損益勘定留保資金を増額し補てんするものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（米木正二君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第 112号平成16年度加美町水道事業会計補正予算（第 3号）の採決を行います。お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 112号平成16年度加美町水道事業会計補正予算（第 3号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第 2 2 議案第 1 1 3 号 物品購入契約の締結について（平成 1 6 年度陶芸の里スポーツ公園陸上競技場整備事業備品購入）

議長（米木正二君） 日程第22、議案第 113号物品購入契約の締結について（平成16年度陶芸の里スポーツ公園陸上競技場整備事業備品購入）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第 113号物品購入契約の締結について説明申し上げます。

本案件は、陶芸の里スポーツ公園陸上競技場を整備し、スポーツを通して町民の健康増進や生涯学習活動を推進するとともに、県大会や全国レベルの大会開催を可能とすることによって本町スポーツの振興に寄与するため、必要な備品を購入するものであります。

12月 7日、7社を指名し、平成17年 3月31日を納期として指名競争入札を行った結果、株式会社オノヤスポーツ仙台支店が 2,430万円で落札しましたので、同支店長五十嵐哲雄と物品購

入契約を行うため議会の議決をお願いするものであります。

なお、指名7社と備品内訳につきましてはお手元に配付をいたしておりますので、参考にさせていただきたいと思えます。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（米木正二君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。10番千葉明朗君。

10番（千葉明朗君） 念願だったこの陶芸の里スポーツ公園の競技場の整備、工事にも入っているようでございまして、この備品 110点ですか、これも網羅すると。これで三種間違いないというんですね、一つは。

もう一つは、前の備品もあります、器具もある。これだけの備品、どれだけのボリュームになるかわかりませんが、格納庫は間に合うんですか。その二つ。

議長（米木正二君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（星 秀吾君） お答えいたします。

三種公認のための備品購入でありますから、日本陸連の規程の中にございますけれども、公認陸上競技場及び長距離競走路並びに競歩の規程というのがございまして、その中の三種公認にはこれこれこういったものが必要ですというふうに規程の中でうたわれてございます。その備品を、日本陸連の指導をいただきながら今回整備をするものでございます。

既に備品として備わっておりますものは現在の格納庫に格納してございますけれども、新たに今回整備する備品につきましては、工事の方で格納庫を現在工事を発注して建設中でございます。そこで十分対応できるということでございます。

議長（米木正二君） そのほかございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第 113号物品購入契約の締結について（平成16年度陶芸の里スポーツ公園陸上競技場整備事業備品購入）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 113号物品購入契約の締結につ

いて（平成16年度陶芸の里スポーツ公園陸上競技場整備事業備品購入）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第23 議案第114号 工事請負契約の締結について（平成16年度加美町中  
新田文化会館舞台照明設備改修工事）

議長（米木正二君） 日程第23、議案第114号工事請負契約の締結について（平成16年度加美町中新田文化会館舞台照明設備改修工事）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第114号工事請負契約の締結について説明申し上げます。

本案件は、中新田文化会館が昭和56年の開館以来、20年余を経て老朽化してきた舞台照明設備を更新するため、舞台照明のための調光装置、器具設備、配線設備等の改修工事を行うもので、平成17年3月25日を工期として、12月9日、4社を指名して指名競争入札を執行した結果、松下電工エンジニアリング株式会社東北支社が7,000万円で落札しましたので、同支社長高橋幸彦と工事請負契約を行うため議会の議決をお願いするものであります。

なお、指名4社につきましては資料をお手元に配付しておりますので、参考にさせていただきたいと思えます。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（米木正二君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。10番千葉明朗君。

10番（千葉明朗君） 今度の入札者が松下電工エンジニアリングの製品ですね。工事もそうだと。これ、小野田文化ホールもそうですよね。器具関係、松下ですよね。そうすると、維持管理、今度は契約するわけですね、それぞれの施設でね。これは抱き込みでやると大変安くなるんじゃないかと、保守管理ですからね。その辺もひとつ参考にさせていただいて、それぞれ文化会館とバツハホールは別々ですということに新年度予算のときにならないように、仲よくしてひとつ一緒にしてできるだけ安い保守管理をなさるように、ひとつその辺のところ忘れないでやりますと言ってください。

議長（米木正二君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（星 秀吾君） お答えいたします。

落札業者が松下電工でございまして、とりあえずは完成後1年間はメンテ関係とか器具関係

の保証期間がございますから、1年間は保守管理の委託はそれで必要ないのかなというふうに思います。2年後、忘れないで検討したいと思います。

議長（米木正二君） そのほかございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第114号工事請負契約の締結について（平成16年度加美町中新田文化会館舞台照明設備改修工事）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、議案第114号工事請負契約の締結について（平成16年度加美町中新田文化会館舞台照明設備改修工事）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### 日程第24 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（米木正二君） 日程第24、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明を申し上げます。

本案件は、人権擁護委員としての任期が平成17年3月31日で満了となる2人の委員について、引き続き平成20年3月31日まで委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるもので、お一人は中新田地区の今野智歌子さん、もうお一人は小野田地区の佐々木健一さんであります。任期は平成17年4月1日から平成20年3月31日までで3年間となりますが、人権擁護委員は法務大臣の委嘱となり、その手続に約3カ月を要するため、今議会に諮問したものであります。

なお、お手元にお二人の略歴を配付をいたしておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（米木正二君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

本件は人事案件につき先例89により討論を省略いたします。

直ちに諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての採決を行います。

この採決は個々に行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり今野智歌子さんを答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり答申することに決しました。

続いて、お諮りいたします。本件は原案のとおり佐々木健一さんを答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり答申することに決しました。

---

#### 日程第25 議発第4号 既存郵便局の存続を求める意見書の提出について

議長（米木正二君） 日程第25、議発第4号既存郵便局の存続を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。事務局長。

議会事務局長（澤口 信君） それでは、朗読説明をさせていただきます。

議発第4号

#### 既存郵便局の存続を求める意見書

上記意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成16年12月17日

提出者	加美町議会議員	一 條	光
賛成者	同	新 田	博 志
	同	木 村	慶 喜
	同	及 川	六 郎

同	早坂理
同	下山孝雄
同	畠山和則
同	佐藤澄男
同	伊藤貴康
同	佐藤善一
同	太田義明
同	千葉明朗

### 既存郵便局の存続を求める意見書

郵政事業は、山間辺地を含め全国24,700余の郵便局ネットワークを通じ、日本全国隈無く、郵便、郵便貯金及び簡易保険のみならず年金支払等、国民の日常生活に不可欠なサービスを提供し、国民の経済生活の安定と福祉の増進に大きく寄与している。

しかし、政府は経済財政諮問会議と臨時閣議を開き、窓口ネットワーク、郵便事業、郵便貯金、郵便保険の四事業分社化など郵政民営化の基本方針を閣議決定した。

このことは、国民生活の基本的なサービスを提供する地域の拠点として、これまで長い年月を掛けて築き上げてきた、国民の貴重な財産である郵便局ネットワークが解体され、地域にとってはサービスの低下が予想される。

日本郵政公社は平成15年4月1日の発足より人件費の削減等経費節減に努め、平成15年度は2兆円余りの経営利益を上げるなど、自ら効率的かつ健全経営に努力している。

また、郵政事業が民営化されることとなれば、郵便局の統廃合が行われることが予想され、郵便局のサービスは大都市等採算性を重視した収益の高い都市部に集中し、過疎地の郵便局は廃止され、不採算地域においては過疎化に一層拍車がかかりサービスの低下や料金の値上げが予想される。

さらに本町の郵便局は、不法投棄や道路状況に関する情報提供や、安全安心パトロール隊との連携、地域特産品の宅配事業など町民生活の安定と地域振興の推進に大いに貢献しており、今後地域を支える拠点として、一層の活躍が期待されているところである。

よって、国においては、郵政事業が地域において果たしている公共性、社会的役割の重要性にかんがみ、利用者の立場に立った利便性の確保、サービス充実の観点から既存郵便局の存続を堅持しながら慎重な郵政民営化を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年12月17日

宮城県加美町議会

議長 米木正二

内閣総理大臣

小泉純一郎

財務大臣

谷垣禎一

総務大臣

麻生太郎

あて

衆議院議長

河野洋平

参議院議長

扇千景

以上です。

議長（米木正二君） ここで提案者の趣旨説明をお願いいたします。一條 光君、御登壇願います。

〔35番 一條 光君 登壇〕

35番（一條 光君） この件に関しましては、9月の定例会に文書配付をした経緯がありましたが、県下において意見書提出をしていない議会がごく少数であるという実情を踏まえ、関係者から強い要請がありました。そこで、意見書は、郵政民営化を基本的に肯定しながら、地域に根差した既存郵便局の存続を求める内容であります。ちなみに、加美町に存する六つの郵便局はすべて特定郵便局であります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（米木正二君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議発第4号既存郵便局の存続を求める意見書の提出についての採決を行います。

お諮りいたします。原案のとおり提出することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、議発第4号既存郵便局の存続を求める意見書の提出については、原案のとおり提出することに決定いたしました。

---

日程第26 議発第5号 平成17年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書の

提出について

議長（米木正二君） 日程第26、議発第5号平成17年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。事務局長。

議会事務局長（澤口 信君） それでは、朗読させていただきます。

議発第5号

平成17年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書

上記意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成16年12月17日

提出者	加美町議会議員	一 條 光
賛成者	同	新 田 博 志
	同	木 村 慶 喜
	同	及 川 六 郎
	同	早 坂 理
	同	下 山 孝 雄
	同	畠 山 和 則
	同	佐 藤 澄 男
	同	伊 藤 貴 康
	同	佐 藤 善 一
	同	太 田 義 明
	同	千 葉 明 朗

平成17年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書

「三位一体の改革」は、真の地方分権の確立に向けた改革であり、地方公共団体が自主的・自立的な財政運営を行えるようにするための改革である。

「三位一体の改革」に係る政府・与党合意は、地方交付税の改革として「平成17年度、18年度は、地域において必要な行政課題については適切に財源措置を行うなど『基本方針2004』を遵守することとし、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の総額を確保する」と明記している。

また、『基本方針2004』は、「財政力の弱い団体においては、税源移譲額が国庫補助負担金の廃止、縮減に伴い財政措置すべき額に満たない場合があることから、実態を踏まえつつ

地方交付税の算定などを通じて適切に対応する」と明記しているところである。これは平成16年度の地方交付税について理不尽にも大幅な削減が行われ、我々の国に対する信頼関係を損ねたことの反省に立って、明記させたものと理解している。

よって平成17年度の地方交付税は、平成16年度の轍を踏まぬよう、国と地方の信頼関係の構築に努めるとともに、地方分権の確立に向け合併の先陣をきった本町に対し、少なくとも平成16年度以上の総額を絶対確保するよう強く希望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年12月17日

宮城県加美町議会

議長 米木正二

提出先

衆議院議長	河野洋平	} あて
参議院議長	扇千景	
内閣総理大臣	小泉純一郎	
内閣官房長官	細田博之	
総務大臣	麻生太郎	
財務大臣	谷垣禎一	
経済財政政策担当大臣	竹中平蔵	

以上です。

議長（米木正二君） ここで提案者の趣旨説明をお願いいたします。一條 光君、御登壇願います。

〔35番 一條 光君 登壇〕

35番（一條 光君） 12月も半ばに入り、国は予算編成時期を迎えております。意見書の中にもありましたように、政府はこれまで三位一体の改革にかかわる政府・与党合意において、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の総額を確保することを確認してまいりました。しかしながら、平成17年度予算編成を前に、政府は予算の総額抑制を眼目にとり行う方針であります。これに対し、全国町村議会議長会は2度の大会において地方交付税の所要額の確保を決議し、強力な実行運動を展開していることから、当加美町議会においても平成17年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書を提出するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（米木正二君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議発第5号平成17年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書の提出についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり意見書を提出することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、議発第5号平成17年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書の提出については、原案のとおり提出することに決しました。

---

日程第27 議発第6号 平成17年度地方交付税所要総額の確保に関する要望決議

議長（米木正二君） 日程第27、議発第6号平成17年度地方交付税所要総額の確保に関する要望決議を議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。事務局長。

議会事務局長（澤口 信君） それでは、朗読をさせていただきます。

議発第6号

平成17年度地方交付税所要総額の確保に関する要望決議

上記要望決議を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成16年12月17日

提出者	加美町議会議員	一 條	光
賛成者	同	新 田	博 志
	同	木 村	慶 喜
	同	及 川	六 郎
	同	早 坂	理
	同	下 山	孝 雄
	同	畠 山	和 則
	同	佐 藤	澄 男
	同	伊 藤	貴 康

同 佐藤善一  
同 太田義明  
同 千葉明朗

平成17年度地方交付税所要総額の確保に関する要望決議

要望決議に関しましては.....

議長（米木正二君） 局長、これは前と同じ内容だから、朗読は省略してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米木正二君） それでは、そのようにいたします。

議会事務局長（澤口 信君） わかりました。では、そうさせていただきます。

先ほどの「意見書」が「要望決議」になるということで御理解をいただければと思ってございます。

次ページをお開き願います。

提出先

自由民主党幹事長	武 部 勤
自由民主党政務調査会長	与謝野 馨
自由民主党総務会長	久 間 章 生
公明党代表	神 崎 武 法
公明党幹事長	冬 柴 鐵 三
公明民主党政務調査会長	井 上 義 久 　あて

以上です。

議長（米木正二君） ここで提案者の趣旨説明をお願いいたします。一條 光君、御登壇願います。

〔35番 一條 光君 登壇〕

35番（一條 光君） 先ほどと同様でありますので、省略をさせていただきます。

議長（米木正二君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議発第6号平成17年度地方交付税所要総額の確保に関する要望決議の採決を行います。

す。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決議することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、議発第6号平成17年度地方交付税所要総額の確保に関する要望決議は、原案のとおり提出することに決しました。

---

日程第28 請願第2号 教育基本法の改正について反対の意見決議をあげる請願書  
議長（米木正二君） 日程第28、請願第2号教育基本法の改正について反対の意見決議をあげる請願書を議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。事務局長。

議会事務局長（澤口 信君） それでは、朗読をいたします。

2004年12月6日、加美町議会議長、米木正二殿。

教育基本法の改正について反対の意見決議をあげる請願書。

紹介議員、及川六郎、千葉清喜。（「省略だな。配付でわかっている」の声あり）

それでは最後、請願者、仙台市青葉区愛子中央三丁目10-18、民主教育をすすめる宮城の会、代表、中森孜郎、宮城県高等学校教職員組合大崎支部支部長、宮野 隆。

以上です。

議長（米木正二君） 次に、紹介議員の趣旨説明をお願いいたします。及川六郎君、御登壇願います。

〔37番 及川六郎君 登壇〕

37番（及川六郎君） 既に配付されているとおりでありますけれども、大事な問題でありますから一応紹介議員としまして要点について申し述べたいと思います。

今回のこの請願等につきまして、教育基本法は第二次世界大戦と日本の敗戦という未曾有の惨禍の中から、その反省に基づき制定されたものであります。いわゆる地球時代にふさわしい人類普遍的理念を規定し、戦後の教育や社会の発展の大きなもととなったわけであります。この教育基本法につきましては、十二分に同僚議員も検討し研究していただきたいというふうに思います。教育基本法は、21世紀に通用する人類普遍的な教育理念、原則を規定しており、新しい時代や社会の変化には、それを基礎とする新しい法令等の制定により十分に対応できるものと考えられます。いわゆる「教育憲法」というふうに言われるゆえんであります。この中身につきましては、皆さんのお手元に配付されております資料等を十二分にしんしゃくしてお考

えになっていただきたいというふうに思います。

以上、提案の説明にかえさせていただきます。

議長（米木正二君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております請願第2号教育基本法の改正について反対の意見決議をあげる請願書は、会議規則第91条第1項の規定により文教民生常任委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、請願第2号教育基本法の改正について反対の意見決議をあげる請願書は、文教民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

#### 日程第29 議員派遣の件について

議長（米木正二君） 日程29、議員派遣の件についてを議題といたします。

本件につきましては、会議規則117条の規定により、派遣についてお手元に配付したとおりであります。

お諮りいたします。本件についてはお手元に配付したとおり議員を派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件につきましてはこのとおり派遣することに決定いたしました。

#### 日程第30 閉会中の継続調査・審査について

議長（米木正二君） 日程第30、閉会中の継続調査・審査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、委員会において調査中の事件について、会議規則第74条の規定により、総務常任委員長一條光君より、合併の効果と課題について、環境保全について結論が出ないため、文教民生常任委員長近藤義次君より、福祉施設、社会施設の現況について結論が出ないため、教育基本法の改正について反対の意見決議をあげる請願書について審査が必要なため、産業経済委員長米澤秋男君より、加美町商工業実態について結論が出ないため、建設常任委員長渡辺秀一君より、加美町町道整備計画について結論が出ないため、議会運営委員長藤原耕夫君より、議会運営について結論が出ないため、以上5委員会から閉会中

の継続調査・審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査・審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査・審査とすることに決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議はすべて議了いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会期は21日までとなっておりますけれども、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、会期中ではありますが、本日をもって閉会することに決しました。

以上をもちまして平成16年加美町議会第4回定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後4時10分 閉会

---

上記会議の経過は、事務局長澤口 信が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成16年12月17日

加美町議会議長 米 木 正 二

署 名 議 員 三 嶋 等

署 名 議 員 高 橋 源 吉